

地域介護予防活動支援事業補助金（新・サロン活動等推進事業補助金）について

1. 名称

「**サロン活動等推進事業補助金**」と変更します。

2. 補助対象

これまで活動内容を広く認めてまいりましたが、今後は、高齢者が特技や趣味がなくても気軽に集うことができ、交流や孤立防止を目的とした場所の運営(サロン、ふれあい会等)を行う団体の活動に対し、補助金を交付いたします。

3. 補助基準

1年のうち少なくとも10以上の月にわたって事業を実施し、**年間の実施回数が20回以上**の団体を補助対象とします。（改正前：年間の実施回数24回）

4. 補助金額

これまで運営費補助・立ち上げ支援補助・講師謝金補助・施設利用補助の4つに区分していましたが、**講師謝金補助を運営費補助に含めます。**

これにより、講師（外部講師又は指導者資格を保有する講師に限る）謝金は運営費の各上限額まで補助することができます。

<げんきスポット補助金現行>

	年間あたりの延べ利用高齢者数	補助金額
運営費補助	240人以上 720人未満	24,000円
	720人以上 1,200人未満	36,000円
	1,200人以上	48,000円
立ち上げ支援補助		30,000円
講師謝金補助		10,000円
施設利用補助		36,000円

<サロン活動等推進事業補助金変更>

	年間あたりの延べ利用高齢者数	補助金額
運営費補助	240人以上 720人未満	<u>34,000円</u>
	720人以上 1,200人未満	<u>46,000円</u>
	1,200人以上	<u>58,000円</u>
立ち上げ支援補助		30,000円
—		—
施設利用補助		36,000円

5. その他

65歳以上の半田市民を対象とすることや、利用延べ高齢者数(年間240人以上)等については、変更はありません。

6. 運営費補助対象経費

運営費補助対象経費	内容
消耗品費	事務用品（ノート、ファイル、コピー用紙等）、書籍や教材費など
食糧費	事業実施にあたり必要な水分補給のための飲料代など （食べ物代、飲酒、親睦に要する費用を除く）
光熱水費	会場・施設利用に伴う冷暖房代など
印刷製本費	チラシ、ポスター、資料などの印刷代
郵送料	
物品、機器借上・リース料	機器や機材などの借り上げにかかる料金
備品購入費	機材、機器等の備品購入費
講師謝金	高齢者の介護予防を目的とした研修会等を開催する場合に係る講師（外部講師又は指導者資格を保有する講師に限る。）謝金